

いわき市一般廃棄物収集運搬業許可方針

本市の一般廃棄物（ごみ）処理実施計画において、一般廃棄物収集運搬業は、既存の許可業者の積載能力や運搬実績、また、排出量の減少傾向が今後も続くと思込まれることなどを総合的に勘案した結果、現行の許可業者で適正に収集運搬が図られているものと判断されることから、新たな法令等の整備により必要が生じた場合を除き、原則として新規許可は行わないこととしている。

しかし、下記の理由に該当する場合は、例外的に、許可できるものとする。

- 1 本市の一般廃棄物収集運搬業許可を有する個人事業者が法人化する場合
- 2 本市の一般廃棄物収集運搬業許可を有する個人事業者が死亡し、その法定相続人がその事業の全部を継承する場合
- 3 本市の一般廃棄物収集運搬業許可を有する個人事業者が、高齢又は疾病により業を継続できない場合で、その親族がその事業の全部を継承する場合
- 4 本市の一般廃棄物収集運搬業許可を有する事業者同士が合併する場合
- 5 本市の一般廃棄物処分業の許可を有する事業者が、自社に搬入する一般廃棄物の収集運搬を行う場合
- 6 特に必要と認められる場合（市長が認める場合等）

新規許可を希望する事業者等は、資源循環推進課と事前協議を行うこと。

附 則

この許可方針は、令和8年8月25日より適用する。